

行政制度調整表

専門部会	1	総務部会	分類	10	財産及び公の施設
分科会	1	総務分科会	調整項目	1	財産区

中条町担当	総務課	庶務係	担当者名	
黒川村担当	総務課	庶務係	担当者名	

現況		調整方針	備考																				
記載事項	中条町	黒川村																					
財産区の概要	<p>1 財産区の名称</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中条町大字村松浜財産区 <p>2 財産の種類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地 5 5 筆 <table border="1"> <thead> <tr> <th>地目</th> <th>面積 (m²)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山林</td> <td>458,209</td> </tr> <tr> <td>原野・雑種地</td> <td>91,835</td> </tr> <tr> <td>宅地</td> <td>621</td> </tr> <tr> <td>墓地</td> <td>12,403</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1,353</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・建物 2 棟 <table border="1"> <thead> <tr> <th>建物の種類</th> <th>面積 (m²)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集会所等</td> <td>285</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 財産区管理会の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・根拠 地方自治法及び財産区管理条例 ・名称 中条町大字村松浜財産区管理会 ・組織 財産区管理委員 5 人 ・委員の選任 委員は、当該財産区の区域内に 3 月以上住所を有する者で中条町の議会の議員の被選挙権を有する者の中から町長が議会の同意を得て選任する。 ・任期 4 年 	地目	面積 (m ²)	山林	458,209	原野・雑種地	91,835	宅地	621	墓地	12,403	その他	1,353	建物の種類	面積 (m ²)	集会所等	285	該当なし	現在存在する財産区については、新市においても引き続いて設けるものとする。				
地目	面積 (m ²)																						
山林	458,209																						
原野・雑種地	91,835																						
宅地	621																						
墓地	12,403																						
その他	1,353																						
建物の種類	面積 (m ²)																						
集会所等	285																						
関係法令等	地方自治法第 294 条～297 条 中条町大字村松浜財産区管理条例		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">財政への影響額</th> <th colspan="2">単位：千円</th> </tr> <tr> <th></th> <th>予算額</th> <th>調整後見込額</th> <th>影響額(増減)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中条町</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 平成 15 年度当初予算ベース</p>	財政への影響額		単位：千円			予算額	調整後見込額	影響額(増減)	中条町				黒川村				計			
財政への影響額		単位：千円																					
	予算額	調整後見込額	影響額(増減)																				
中条町																							
黒川村																							
計																							